

肢体障害者の二次障害に対する取組について

広島市障害者計画〔2013—2017〕における位置付け

施策の柱 4 地域生活支援の充実

施策項目 (2) 保健・医療・リハビリテーションの充実

主な事業・取組	概要の説明
身体障害者健康診査	車いすを常用する身体障害者を対象に、車いすの長時間使用による二次障害を予防するため、健康診査を実施

1 説明

二次障害とは、もともとある障害を主な原因として新たに出現した症状（発症する疾患）やもともとの症状の悪化（障害の重度化）、新たに生活上にきたす不自由などのことです。もともとある障害によって二次障害も様々ですが、肢体不自由者では特に健康障害、身体機能の低下をもたらします。先天的な障害の場合 30 歳前後から症状が現れる場合が多いのですが、個人差もあり早くから現れる場合もあります。

二次障害発症の原因としては加齢による影響、その障害者の置かれている生活や労働の状況による影響が考えられます。肢体不自由者の二次障害の症状も幅広く、首・肩の痛み、手足のしびれ、腰痛、関節痛などさまざまです。発症する疾患としては頸椎症、頸肩腕障害、^{ばいづいしやう} ^{ばいはんわんしやうがい} 脊柱側彎症、^{けきちやうそくわんしやう} ポストポリオ症候群などがあります。

対策としては継続的に専門医に相談すること、経過観察を受けることがあげられます。また、必要に応じて適切な治療・訓練を行うことや、障害の種類、程度及び状態に応じたきめの細かい対応（適切な福祉用具の使用、職場の環境整備等）をすることも考えられます。

2 障害福祉サービス等に関するアンケート調査（平成26年度実施）

【設問】

今後、広島市で重点的に進める必要がある障害者施策はどのようなことだと思いますか。

【回答】

二次障害についての当事者へのアンケートによる実態調査と予防・治療の促進

<18歳以上>〔全体〕 11.4% (N=2,475)

うち身体障害者 : 12.5% (N=1,313)

高次脳機能障害者 : 15.1% (N=94)

3 本市の取組

身体障害者健康診査

ア 対象：市内に住所を有し、日常生活で常時車いすを使用している在宅の18歳以上の身体障害者（身体障害者手帳の交付を受けている方）

イ 内容：①問診、②身体計測、③理学的検査、④血圧測定、⑤検尿、⑥循環器検査、⑦肝機能検査、⑧腎機能検査

※必要に応じ、X線検査、血糖検査なども行う。

ウ 費用：無料

エ 受診回数：年1回

4 政令指定都市（20市）の状況

(1)	健康診査を実施している都市	4市	仙台市、新潟市、大阪市、広島市
(2)	実態調査を実施している都市	0市	（仙台市：類似調査）
(3)	二次障害予防・改善のための取組を実施している都市	2市	仙台市、名古屋市、（京都市：類似事業）

(2) の実態調査について

（仙台市）	（二次障害に関する実態調査ではないが、以下の調査を実施） ・ 運動・スポーツ施設を対象として障害者対応状況調査 ・ 身体障害者を対象として運動習慣に関する調査
-------	---

(3) の二次障害予防・改善のための取組について

仙台市	仙台市健康増進センターにおいて、障害に配慮した運動・栄養等プログラムや運動の実践の場の提供を実施
名古屋市	名古屋市障害者スポーツセンターにおいて、脳血管障害者を対象に拘縮予防、関節可動域の拡大やバランス・歩行能力の向上等をねらいとした運動教室を開催
（京都市）	（二次障害予防・改善が直接の目的ではないが、以下の関連事業を実施） ○ 体力測定会 肢体不自由の身体障害者手帳所持者を対象に、自身の体力を確認してもらうことにより身体機能の維持・向上及び社会参加の促進を図る。 ○ 障害のある方の健康相談事業 障害のある方が目標を持ち、安心して社会活動・社会参画ができるよう、障害特性や各々の活動目的に対応した専門相談を実施。

5 今後の対応

二次障害予防・改善のための取組を実施している政令指定都市の取組などを参考にしながら、本市における対応について検討していく。